

ながいずみホーム短期入所生活介護事業所運営規程（介護予防）

第1章 事業の目的及び運営の方針等

（目的・名称・所在地）

第1条 社会福祉法人聖家族の園が運営する指定介護老人福祉施設ながいずみホーム（以下、「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

名称 ながいずみホーム介護予防短期入所生活介護事業所

所在地 駿東郡長泉町元長窪 888-69

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（利用定員）

第3条 利用定員は20名とする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者
管理者 1名（兼務）
生活相談員 常勤1名
介護支援専門員 常勤1名
介護職員 26名以上
看護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名（兼務）
嘱託医師 非常勤1名
栄養士 常勤1名

従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

- 三 事務職員 常勤3名 非常勤1名
事務職員は、必要な事務を行う。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護事業者（以下、「事業者」という。）は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

四 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

五 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）

二 排泄の自立についての必要な支援

三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第14条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第15条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用
 - 五 理美容代
 - 六 介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、利用者又はその家族がサービスの提供を求める場合は、事業者は利用者又はその家族との合意に基づいて提供された介護予防短期入所生活介護サービスの費用
 - 七 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、長泉町・清水町・沼津市・三島市・裾野市の区域とする。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第23条 事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよ

う、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
(衛生管理等)

第24条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第25条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第26条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(緊急時等における対応方法)

第27条 事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情等への対応)

第28条 事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第29条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第30条 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センターや介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第31条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第11条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に向けた体制等)

第39条 施設は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。一 施設では虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は虐待防止検討委員会委員長

とする。

二 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、他の委員会と一体的に行う。

三 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案が発生した原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和3年 4月 1日から施行する。